

第3節 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

1 身近な自然環境の保全

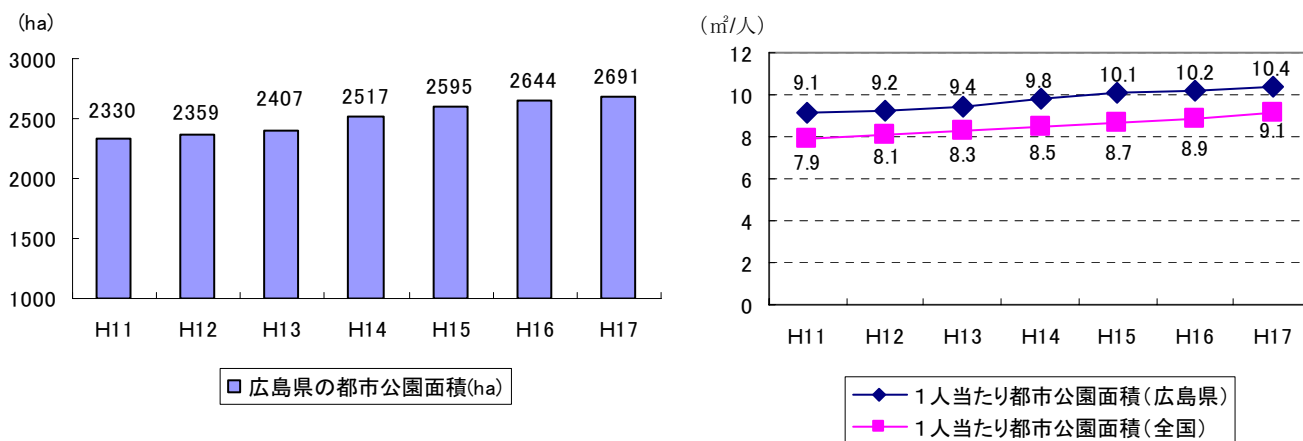
●現状と課題

農山村地域等は、里山¹、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。また、都市の主要なみどりを構成する街路樹についても、都市景観の美化、緑蔭の提供による安らぎや快適性の向上、防塵、防風等の効用、空気の清浄化等の働きや公園・緑地を結ぶ生態空間として、重要性が認識されつつあります。

河川、溪流、海岸などの水辺については、人々が親しみやすく、憩いの場となるような水辺環境の整備を進める必要がありますが、全国1位のプレジャーボート保有県として、適切に係留されていない放置艇があることなど、沈没船等による海域環境への悪影響が発生しています。

図表 3-3-1 都市公園²面積及び1人当たり都市公園面積



図表 3-3-2 緑地環境保全地域数及び面積 (平成19年4月1日現在)

区分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境保全室

【施策の方向】

- 身近な生き物やみどりとのふれあいの場となる農用地や里山林、都市公園などの保全と創造

1 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。
 2 都市公園：都市計画法2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する児童公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

●施策の展開

(1) 農用地の保全

- 農用地は、生産基盤や水源かん養の機能に加え、営農活動と調和して多様な生物が生息する空間として、みどりを保持し、県民にやすらぎを与える機能を持っていることから、こうした機能を維持・増進するため、中山間地域では集落等を単位とする地域ぐるみの永続的な農業生産活動を推進し、都市近郊では、みどり空間として地域ぐるみで計画的・集团的土地利用を図るなど、その保全管理と有効利用を誘導します。

平成 18 年度に講じた施策・平成 19 年度に講じる施策

ア 中山間地域等直接支払事業〔農業経営室〕

農用地の持つ水源かん養などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施します。

【平成 18 年度事業実績】協定面積 19,626ha に対し、2,564,652 千円を交付しました。

【平成 19 年度事業内容】平成 17 年度から 5 年間の予定で新対策が開始されており、協定面積のさらなる拡大と、持続的農業生産活動を目指す積極的な協定活動が見込まれます。

イ 中山間ふるさと水と土保全基金事業〔土地改良室〕

非農家を含めた中山間地域の住民一体による共同活動を支援し、地域コミュニティを発展させることにより、農地及び土地改良施設（用水路、ため池、農地法面等）の維持保全活動を活発化させて、農業農村の公益的・多面的機能の良好な発揮や自然環境の保全・再生を推進します。

また、都市住民への情報提供や啓発・普及活動を進め、農村と都市の共生・交流を促すことにより、中山間地域の資源が県民全体の財産として評価され、利活用されていくことを目指します。

【平成 18 年度事業実績】・土地改良施設等維持管理計画を策定（実施地区：4 地区）

・庄原市において、「農業農村体験イベント」を開催

【平成 19 年度事業内容】・土地改良施設等維持管理計画策定（実施地区：10 地区）

ウ 農地・水・環境保全向上対策〔農業基盤室〕

農地、水路、農道などの農業用施設と農村の環境を良好に保全するため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と農業者ぐるみによる先進的な営農活動を一体的に支援します。

【平成 18 年度事業実績】実験事業として、9 地区 289ha で活動を実施。

【平成 19 年度事業内容】5 年間の事業を開始。88 地区約 3,200ha で活動を予定。

(2) 里山林の保全

- 都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成に努めるとともに、多様な生物の生息・生育環境等として貴重な存在である里山林において、地域住民と都市住民との交流・協力等によりその保全を推進します。

平成 18 年度に講じた施策・平成 19 年度に講じる施策

ア 共生保安林整備事業 [治山室]

都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成を図るため、保健休養・自然環境保全機能の高い森林を整備します。

【平成 18 年度事業実績】保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備等により、保健休養・自然環境保全機能の高い森林整備を 5 地区で実施しました。

【平成 19 年度事業内容】引き続き、同様の事業を 2 地区で実施します。

平成 19 年度に講じる施策（新規）

ア ひろしまの森づくり事業 [森林保全室]（再掲）

手入れが不十分な里山林について、土砂災害防止、生物多様性の保全、鳥獣被害防止等を目的とした整備を行うほか、住民団体やNPO等の企画・立案・取組への支援や森林・林業体験活動への支援を行います。

【平成 19 年度事業内容】市町への交付金により、放置された森林の整備、松くい虫被害跡地整備など里山の保全を図る取組や、住民団体等による里山林保全活用の活動支援、森林・林業の体験活動学習などを計画しています。

(3) まちのみどりの保全・創造

- 「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定により、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。
- また、住区基幹公園、都市基幹公園等の重点的な整備や、風致地区、緑地保全地区の指定等により、都市域及び都市近郊における良好な生活環境の形成を推進します。
- さらに、街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により、良好な道路環境の整備を推進します。

平成 18 年度に講じた施策・平成 19 年度に講じる施策

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境保全室]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。

(緑地環境保全地域指定状況は、資料編「自然環境 5」参照)

【平成 18 年度事業実績】県内 22 箇所の緑地環境保全地域の保全に努めました。

【平成 19 年度事業内容】引き続き、緑地環境保全地域の保全に努めます。

イ 植樹帯などによる道路緑化〔道路保全室・道路整備室〕

みどりに恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良や維持修繕の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進します。

ウ 緑の斜面整備事業〔砂防室〕

緑豊かな自然の活用や、斜面空間の利用により、地域の環境にとけ込んだ斜面整備を推進するため、補強土工法を実施し、既存木の保存を行います。

【平成18年度事業実績】 呉市・天応中学下地区において整備しました。

【平成19年度事業内容】 引き続き、呉市・天応中学下地区において整備します。

エ 都市公園事業〔都市整備室〕（再掲）

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境を形成します。

【平成18年度事業実績】 上野総合公園（庄原市）、東広島運動公園（東広島市）他7箇所緑化を行いました。

【平成19年度事業内容】 みよし運動公園（三次市）、地御前公園（廿日市市）他7箇所緑化を行います。

オ 街路事業〔都市整備室〕（再掲）

⇒ 詳細は「第1章第1節3 吸収源対策の推進」（p19）

（4） 親水施設の整備

- 河川環境は、地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においては、それらの多面的な価値を十分活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。
- 港湾、漁港、海岸の環境整備において、交流の促進、生活環境の向上等を目的とした緑地や親水施設等の整備を推進します。

身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

平成18年度に講じた施策・平成19年度に講じる施策

ア 漁港環境整備事業〔漁港漁場整備室〕（再掲）

漁港における景観の保持・美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、親水施設等を整備します。

【平成18年度事業実績】 豊島漁港・柿浦漁港・五日市漁港において、緑地等を整備しました。

【平成19年度事業内容】 五日市漁港において整備します。

イ 漁港海岸環境整備事業〔漁港漁場整備室〕（再掲）

国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備をします。

【平成18年度事業実績】 豊島漁港において、人工海浜等を整備しました。

【平成19年度事業内容】 引き続き、豊島漁港において整備します。

ウ 農地海岸環境整備事業〔農業基盤室〕（再掲）

農地海岸において農地の保全を図るとともに、レクリエーション活動の場とするため、植栽や人工海浜及び突堤を設置し環境整備を行います。

【平成18年度事業実績】大野浦海岸において、階段式護岸等を整備しました。

【平成19年度事業内容】引き続き、大野浦海岸において整備します。

エ 河川環境整備事業〔河川企画整備室〕

河川環境は、地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においてはそれら多面的な価値を十分活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。

【平成18年度事業実績】四川において、親水性護岸等の河川整備を行いました。

【平成19年度事業内容】四川において、引き続き、親水性護岸等の河川整備を行います。

オ 自然再生事業（緑の砂防ゾーン創出）〔砂防室〕

荒廃した溪流内部や周辺に砂防設備としての樹林帯や遊砂地を設け、土砂の移動の抑制や流出土砂の捕捉を図るとともに、流域及び溪流周辺の自然環境を保全します。

【平成18年度事業実績】八幡川において、樹林帯・遊砂地の整備を行いました。

向山支川・市場川において用地買収・管理用道路工事を行いました。

【平成19年度事業内容】引き続き、向山支川・市場川において用地買収・管理用道路工事・本堤工事を行います。

カ 砂防の歴史・文化拠点づくり〔砂防室〕

地域の文化・歴史に配慮し、歴史的な遺産や砂防施設を積極的に保存するとともに、周辺の環境整備を通じて、地域の人々に砂防に対する啓発活動を展開し、「砂防の歴史・文化拠点づくり」を行います。

【平成18年度事業実績】大通院谷川、堂々川において護岸等を整備しました。また、新規箇所として、白糸川において護岸工事を行いました。

【平成19年度事業内容】引き続き、白糸川において護岸工事を行います。

キ 放置艇の規制〔港湾管理室〕（再掲）

プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例及び港湾法（第37条第3項）に基づき、禁止区域を順次指定して水域の適正な管理を行います。

【平成18年度事業実績】放置艇の撤去指導や廃船処理の指導を行いました。

【平成19年度事業内容】平成19年10月1日に広島湾地域において禁止区域の拡大を行って、水域の適切な管理を行います。

ク 港湾環境整備事業〔港湾企画整備室〕（再掲）

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行います。

【平成18年度事業実績】干潟（県内2箇所）、緑地（県内5港）を整備しました。

【平成19年度事業内容】引き続き、干潟・緑地を整備します。

2 優れた景観，歴史的・文化的環境の保全と創造

●現状と課題

本県は中国山地の自然美，瀬戸内の多島美，水とみどり豊かな田園景観，歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており，こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て，次の世代に引き継いでいくことが求められています。

これら優れた景観の保全と創造には，地域に密着した市町の果たす役割が大きく，市町を主体とした景観施策の推進が必要です。

また，県内の数々の文化遺産のうち，国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約2,900件，周知の埋蔵文化財包蔵地が約16,000件あり，いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を，県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに，県民の文化の向上に資するため，整備・活用を進め，文化的環境を形成することが求められています。

図表 3-3-3 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名称	区域	種類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町，旧大野町の区域）	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町，旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域）	全域：景観形成地域	H4.4.1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域），安芸太田町（旧筒賀村，旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域）	全域：景観形成地域	H5.2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域）	全域：景観形成地域	H5.4.1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町，旧下蒲刈町，旧川尻町，旧豊浜町，旧豊町の区域）	全域：景観形成地域	H6.4.1

図表 3-3-4 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく大規模行為届出対象地域

呉市（旧音戸町，旧倉橋町，旧安浦町の区域），竹原市，三原市（旧本郷町，旧大和町を除く区域），福山市，府中市（旧上下町を除く区域），三次市（旧三次市の区域），庄原市（旧口和町，旧比和町，旧総領町を除く区域），大竹市，東広島市（旧福富町，旧河内町を除く区域），廿日市市（旧廿日市市の区域），安芸高田市（旧八千代町の区域），江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，神石高原町（旧豊松村，旧三和町の区域）

図表 3-3-5 景観法に基づく景観行政団体

地方公共団体名	景観行政団体となった日
広島県	H16.12.17
広島市	H16.12.17
福山市	H16.12.17
三次市	H17.4.1
尾道市	H17.8.1
呉市	H17.10.1

【施策の方向】

- 瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観など優れた景観の保全と創造
- 貴重な文化財の活用と次世代への継承

● 施策の展開

(1) 自然景観の保全

- 世界遺産に指定された宮島，世界に誇る瀬戸内海の多島美，美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など県特有の豊かな自然景観を，各種条例や関連法規の適正な運用等により，守り，育て，次代へ継承することに努めます。

平成 18 年度に講じた施策・平成 19 年度に講じる施策

ア 景観条例に基づく届出制度の運用 [環境調整室]

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づき，景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して，大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行います。

【平成 18 年度事業実績】 届出制度による指導を行い，良好な景観の保全等に努めました。(届出実績：625 件)

【平成 19 年度事業内容】 引き続き，届出指導により良好な景観の保全等に努めます。

(2) まちの景観の整備

- 「景観形成基本方針」に基づき，市町が主体となった景観対策を促進するとともに，公共事業等における周辺の景観との調和・統一に配慮した事業の推進等により，地域の景観特性を重視した景観の保全・創造を図ります。

また，景観法の施行に伴い，同法に基づく市町主体の景観行政を促進します。

平成 18 年度に講じた施策・平成 19 年度に講じる施策

ア 景観条例に基づく届出制度の運用 [環境調整室] (再掲)

イ 市町主体の景観施策の促進 [環境調整室]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう，まちづくりの主体である，市町による景観行政の一層の促進を図ります。

【平成 18 年度事業実績】 実施事例の研修，県民の景観形成活動に対する表彰（景観づくり大賞），広島県景観会議の運営支援を行いました。また，景観法に基づき市町が自然的，社会的特性に応じた景観計画を策定するため，平成 17 年度に作成した「市町景観計画策定の手引き」を活用し，市町主体の景観施策の促進を図りました。

【平成 19 年度事業内容】 引き続き，研修会等を実施するとともに，「市町景観計画策定の手引き」を活用して市町主体の景観施策の促進を図ります。

身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

ウ 道路環境整備事業〔都市整備室〕

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため、街路樹や植栽、カラー舗装並びに無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化を行うことにより、優れた景観の形成を図ります。

【平成18年度事業実績】城町中之町線において、インターロッキング舗装による歩道の美装化を行いました。

鷹取奈良津線において、電線類の地中化を行いました。

【平成19年度事業内容】城町中之町線及び松永港本郷線において、インターロッキング舗装で歩道の美装化を行います。

鷹取奈良津線において電線類の地中化を行います。

(3) 歴史的・文化的環境の保全

- 貴重な文化財の活用と次代への継承を図るため、文化財の保存修理等に要する経費の助成、埋蔵文化財包蔵地の把握と調和など、文化財の保護を推進します。

平成18年度に講じた施策・平成19年度に講じる施策

ア 指定文化財の管理及び保存・修理〔文化課〕

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろしに要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進します。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成します。

【平成18年度事業実績】重要文化財國前寺本堂をはじめとする8件の保存修理事業に対し助成しました。

【平成19年度事業内容】重要文化財奥家住宅をはじめとする8件の保存修理事業に対し、助成します。

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成します。

【平成18年度事業実績】県重要文化財光照寺鐘撞堂をはじめとする14件の保存修理事業に対し助成しました。

【平成19年度事業内容】県重要文化財光照寺鐘撞堂をはじめとする21件の事業に対し助成します。

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろしに対し助成します。

【平成18年度事業実績】国宝不動院金堂をはじめとする30件の防災設備保守点検事業等に対し助成しました。

【平成19年度事業内容】国宝不動院金堂をはじめとする29件の防災設備保守点検事業等に対し助成します。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用〔文化課〕

国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネットを通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開します。

(ア) 文化財ホームページ〔県の文化財〕の公開活用

県内の国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を広く紹介し、指定文化財の公開活用を推進します。

【平成18年度事業実績】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加し、情報提供しました。

【平成19年度事業内容】文化財に関するイベント情報などを掲載し、内容の充実を図ります。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供します。

【平成18年度事業実績】縮景園は年間17万人、浄楽寺・七ツ塚古墳群は年間約10万人が見学しました。

【平成19年度事業内容】縮景園、浄楽寺、七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を通じて、利用促進と学習支援の充実を図ります。

ウ 埋蔵文化財の保護〔文化課〕

埋蔵文化財の保護と活用を図るため、「県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図ります。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査・試掘調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行います。

【平成18年度事業実績】26事業の現地踏査、試掘試験を実施しました。

【平成19年度事業内容】10事業の現地踏査、試掘調査を予定しています。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

県内の埋蔵文化財包蔵地地図を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図ります。